

**豊溪中学校・光が丘第一中学校の統合・再編に係る
主なご質問と回答（中学校入学について）**

I 通学について

No.	質問	回答
1	○ 自転車通学の対象は。 ○ 光が丘第一中学校に自転車はすべて駐輪できるのか。	○ 以下のいずれかに該当する光が丘第一中学校の生徒が対象です。 (1) 旭町2丁目・3丁目（旭町小学校の通学区域）に居住する生徒 (2) 令和12年度までに旭町小学校を卒業 かつ 通学時に「光が丘西大通り」に出て推奨ルートに合流できる生徒（旭町小学校の通学区域外に居住している方） ○ 自転車通学を希望される生徒が駐輪できるよう、光が丘第一中学校に自転車駐輪場を設置しています。
2	自転車通学にはどのような手続きが必要なのか。	自転車通学の手続きについては、令和9年2月に実施する光が丘第一中学校の入学説明会でご案内します。
3	○ 自転車通学のルートは決まっているのか。 ○ 通学の安全面が心配だが、対策はあるか。	○ 通学に当たっては、より安全な経路を推奨ルートとして設定し、安全対策を図っていきます。 ○ 安全に自転車通学を実施するため、推奨ルートの選定や安全対策、安全講習会の実施、ルールの設定など、現在ハード面・ソフト面での対策を検討・実施しています。また、検討に当たっては、必要に応じて警察署や道路管理者等へ働きかけ等を行っています。
4	ヘルメットの着用は義務か。	自転車通学を行う際は、必ず自転車用ヘルメットを着用いただきます。
5	自転車通学のルールはあるか。	自転車通学を行う際のルールについては、令和9年2月に実施する光が丘第一中学校の入学説明会でご案内します。
6	雨の日等は、バス通学も可能か。	統合・再編により通学距離が遠くなる生徒については、希望により、煩雑な手続き等を行わなくてもバス通学ができるよう、柔軟に対応します。

II 学校選択制度・指定校変更制度・区域外就学制度について

No.	質問	回答
1	希望をすれば、光が丘第一中学校へ必ず入学できるのか。	指定校が豊溪中学校の方（旭町 1・2・3 丁目の方）は、希望をすれば光が丘第一中学校に入学することができます。なお、人数の上限はありません。
2	学校選択制にて、光が丘第一中学校以外の学校を選択することができるか。	学校選択制度は、理由に関係なく、区立中学校 33 校から入学したい学校を 1 校選択できる制度です。指定校が豊溪中学校の方が、豊溪中学校・光が丘第一中学校以外を選択した場合、受け入れ人数を超えたときは原則、抽選となります。
3	光が丘第一中学校以外を希望し、抽選に外れた場合はどうなるのか。	抽選に外れた場合は、原則、豊溪中学校に入学いただくことになります。なお、特別な事情がある場合は、指定校変更の基準に照らして判断しますので、ご希望の場合は学務課学事係にご連絡ください。
4	豊溪中学校に入学を希望する人数は公開されるのか。	11 月中旬頃に、学校選択制度における選択希望票の集計結果を公表します。区立小学校に通っている方には小学校を通じて、区立以外の小学校に通っている方には郵送で配布します。また、区ホームページにも掲載します。
5	練馬区在住で他自治体の小学校に在籍しているが、そのまま同じ自治体の中学校に進学したい。	○ 練馬区外の学校へ入学できるかどうかについては、当該自治体の教育委員会が設けた基準に基づき判断される事項であり、制度上、練馬区で判断できない仕組みになっています。 ○ 入学を希望される自治体の教育委員会にご相談ください。

Ⅲ その他

No.	質問	回答
1	入学時から光が丘第一中学校に指定校変更した場合、学校指定用品（標準服や体操着等）の購入の補助はあるのか。	○ 指定校変更等により、入学時から光が丘第一中学校に通学される場合の補助等については困難です。 ○ 統合・再編に伴い、途中で学校が変わる生徒の学校指定用品（標準服や体操着等）については、その費用を区が負担します。
2	光が丘第一中学校に通学する場合、携帯電話は持たせても良いのか。	練馬区立学校では、原則、携帯電話等の電子機器の持ち込みを禁止しています。ただし、家庭からの要望があり、やむを得ないと校長が判断した場合には、携帯電話等の電子機器の持ち込みを許可することとしていますので、個別にご相談いただく形となります。